

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 16 回 総 会

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

名護市農業委員会 第16回総会

開催日時 平成30年12月27日(木)午後4時30分～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	欠 席	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	伊波 興助	15番	比嘉 政昭
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	欠 席
19番	比嘉 勲	20番	欠 席	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	伊波 實
25番	宮城 直人				

欠 席 者 2番 長山 正敏 18番 玉城 政和
 20番 具志堅 興一

議事録署名人 1番 岸本 信子 3番 前川 好男

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第96号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の
 買受適格証明願いについて
 第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第98号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第99号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第101号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第102号 現況証明願いについて

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は1番と3番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第16回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第101号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第101号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 資料の13ページをご覧ください。平成30年12月19日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人10名。譲受人5名。設定筆数20筆、面積92,366.92㎡。内 賃借権10筆、使用貸借権9筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、14ページをご覧ください。

1番 譲渡人●の●さん。2番と3番 譲渡人●の●さん。4番から7番 譲渡人●の●さんの合計7筆。譲受人は●の●さん。1番は5年間の使用貸借で、2番から7番は5年間の賃借権となっており、作物は牧草です。稼働人員は2人。稼働日数は250日となっています。

8番から10番の3筆は、譲渡人●から譲受人●へ、一般法人による借受となっているため、解除条件付きの5年間の賃借権で、作物は花卉です。責任者1人。稼働日数は250日となっています。

11番 譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、15年間の使用貸借権で、作物は観葉植物です。稼働人員は2人。稼働日数は250日となっています。

12番 譲渡人●の●さん。13番と14番 譲渡人●の●さん。15番から18番 譲渡人●の●さん。19番 譲渡人●の●さんの合計8筆。譲受人は●の●。一般法人による借受となっているため、解除条件付きの10年間の使用貸借権で、作物はマンゴーです。責任者1人。稼働日数は250日となっています。

20番 譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は牧草です。稼働人員は1人。稼働日数は250日となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第101号について質疑はございませんか。

委員 10番は、地目が山林となっていますが、現況はどうなっているのか。

事務局 登記地目は山林となっていますが、306,598㎡の一部、今回申請の23,790㎡は既に農地として活用されています。

委員 12番から19番の組合は、今回、立ち上げられた組織なのか。

事務局 道の駅の管理団体で、道の駅が完成した当初に立ち上げられた組織です。

議長（8番） 他にございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第101号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 議案第96号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。●● ●番地。登記、現況ともに畑。農振農用地内で面積392㎡。この土地の競売に当たり、3名から買受適格証明願いが出されました。

整理番号1番 申請者●の●さん。稼動人員2名、稼動日数は主250日。補助150日。予定作物はレタスで、規模拡大を行うための申請となっています。

整理番号2番 申請者●の●さん。稼動人員3名、稼動日数は主250日。補助150日と90日。予定作物はサトウキビで、規模拡大を行うための申請となっています。

整理番号3番 申請者●の●さん。稼動人員2名、稼動日数は主250日。補助200日。予定作物は観葉植物で、規模拡大を行うための申請となっています。いずれも、下記のとおり、付帯決議を付して、許可相当としたいと考えています。

付帯決議、農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えないものとする。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました。議案第96号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第96号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、付帯決議を踏まえ可決といたします。

議長（8番） 議案第97号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料2ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が515㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者4名。稼動日数 主250日。補助200日。150日。100日。計画作物は草地です。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の7筆。農振農用地内で、7筆合計面積が1,305㎡。●の●さんから

●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者4名。稼働日数250日。計画作物はサトウキビです。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が2,544㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転となっています。従事者1名。稼働日数150日。計画作物は花樹です。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積449.61㎡。●の(株)●から●の●(株)へ。営農型発電施設のパネル部分の地上権設定となっています。

整理番号5番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。3筆合計面積が713㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名。稼働日数200日。計画作物は桜、ミカン、葉野菜です。

整理番号6番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の8筆。8筆合計面積が1,923㎡。●の●さんから●の(株)●へ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数155日。計画作物はコーヒーです。

整理番号7番 ●● ●番地、農振農用地内で、面積が419㎡。●● ●番地、農振農用地外で、面積が87㎡。2筆合計面積が506㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主250日。補助50日。計画作物はシークワサーです。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が7,352㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転となっています。従事者2名。稼働日数主160日。補助80日。計画作物はシークワサーです。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が3,918㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主300日。補助150日。計画作物は果樹です。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

- 議長(8番) 事務局から説明がありました議案第97号について質疑はございませんか。
- 委員 3番の計画作物の花樹とは、どのようなものか。
- 事務局 ブーゲンビリアなどとなっています。
- 議長(8番) 他にございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長(8番) 議案第97号整理番号1番から9番については可決といたします。
- 議長(8番) 議案第98号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料6ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が496㎡。仮換地後の面積272㎡。譲渡人が5条許可を受け、住宅を建築していましたが、その後、転居しなくてはならなくなったため、譲受人へ所有権移転するため、事業計画の変更を行うものです。また、5条許可申請も併せて行っていますので、5条許可申請については後程説明します。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が169㎡。譲渡人が5条許可を受け、共同住宅への通路として利用をしていましたが、その後、共同住宅を購入した譲受人へ所有権移転するため、事業計画の変更を行うものです。また、5条許可申請も併せて行っていますので、5条許可申請については後程説明します。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が713㎡の内296.4㎡。譲渡人が5条許可を受けていましたが、その後、千葉県へ移住をしたため、譲受人が許可を得たものと勘違いし、作業所をすでに建築しています。しかし、当初の事業実施者及び転用目的等が変更となっているため、事後処理とはなりますが、始末書を提出し、事業計画の変更を行うものです。また、5条許可申請も併せて行っていますので、5条許可申請については後程説明します。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第98号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第98号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第98号整理番号1番から3番については可決といたします。

議長（8番） 議案第99号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 7ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積596㎡。申請者●の●さん。転用目的は共同住宅となっています。農地区分は、宅地等が連坦した区域内にある3種農地で、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が69㎡。申請者●の●さん。転用目的は墓地となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第99号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第99号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第99号整理番号1番と2番については可決いたします。

議長（8番） 議案第100号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が363㎡。●の●さんから●の●さん外1名へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.1ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,123㎡の内496.5㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が0.8ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号3番は先ほど説明をしました事業計画の変更を行ったものです。●● ●番地。農振農用地外で面積が496㎡。仮換地後の面積が272㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が319㎡。●の●さんから(株)●へ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が2.6ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番は先ほど説明をしました事業計画の変更を行ったものです。●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が169㎡。●の(株)●外1名から●の●さん外1名へ。購入した共同住宅への通路として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.6ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番は先ほど説明をしました3条許可申請の一時転用を行ったものです。●● ●番地。農振農用地内で面積が1,044㎡の内5.09㎡。●の(株)●から●の●(株)へ。営農型太陽光発電施設の支柱部分として活用するための賃貸借で一時転用となっています。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,000㎡。●の●さんから●の●さんへ。住宅及び駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、1種農地となっていますが、例外規定である宅地が連坦した集落接続農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が126㎡。●の●さんから●の●さんへ。自身が所有する資材置場への進入路として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、宅地等が連坦した区域内にある3

種農地で、原則許可となっています。

整理番号 9 番は先ほど説明をしました事業計画の変更を行ったものです。

●● ●番地。農振農用地外で面積が 713 m²。●の●さんから●の●さんへ。作業所を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 6.8ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 10 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 949 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 5.4ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 11 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,189 m²。●の●さんから●の●へ。貸しペンション建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 1.9ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 12 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 21 m²。●の●さんから●の●さんへ。住宅への通路として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 100 号についての質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

委員 7 番の一種農地で転用可能な集落接続とはどのようなものか。

事務局 一種農地の例外規定で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益施設が連坦していることと定められています。10 戸以上連坦している場合対象となります。

議長（8 番） 他にございませんか。

委員 2 番は、駐車場 6 台分と 4 t ダンプ 2 台分となっていますが、個人住宅ですよ。

事務局 譲受人は、運送業を営まれている方で、ダンプ用の駐車場も必要としています。

議長（8 番） 他にございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 100 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 12 番について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 102 号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 15 ページをご覧ください。

● ●番地。農振農用地外で面積が 751 m²。所有者●の●さん。現況証明の

事由としましては、当該地は、昭和 42 年から昭和 64 年ごろまでブロイラー飼育のため施設 2 棟を使用していました。地主が病気治療のため平成 15 年ごろに同施設を解体して以降は、農地として活用されていません。今後も農地として活用することが困難であるとのこと。

議長（8 番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員（11 番） 現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

議長（8 番） 説明がありました議案第 102 号について、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 102 号 現況証明願いについては、証明相当と判断してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第 16 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 岸本 信子 印

署名委員 前川 好男 印